

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年六月一日法律第一〇三号)

一、提案理由(平成一六年四月二日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

少子高齢化の急速な進行に伴い、今後労働力人口の減少が見込まれる中で、高い就業意欲を有する高年齢者が社会の支え手として活躍し続けることを可能とするためには、高年齢者が、少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることができる環境の整備が必要であります。

このため、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による六十五歳までの雇用の確保、中高年齢者の再就職の促進等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、高年齢者の六十五歳までの雇用を確保するため、事業主は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入または定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならないこととしております。この場合、事業主は、労使協定により継続雇用制度の対象者についての基準を定めることができることとしており、さらに、必要な準備期間として政令で定める日までの間は、就業規則等により基準を定めることができることとしております。

また、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置に係る年齢については、年金支給開始年齢に合わせて、平成二十五年度までに段階的に六十五歳まで引き上げることとしております。

第二に、解雇等により離職する中高年齢者が希望するときには、事業主は、その職務の経歴、職業能力等を明らかにした求職活動支援書を作成し、交付しなければならないこととしております。

第三に、労働者の募集及び採用については、上限年齢を定める事業主は、求職者に対し、その理由を示さなければならないこととしております。

第四に、シルバー人材センターは、届け出により、臨時かつ短期的な就業等に関し一般労働者派遣事業を行うことができることとしております。

最後に、この法律は、交付の日から起算して六カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置に関する部分は平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法

案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成一六年五月一日）

衛藤晟一君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、高年齢者が少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができる環境を整備するため、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による六十五歳までの雇用の確保、再就職の促進等の措置を講じようとするものであります。

三法案は、去る四月一日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二日に坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、七日から質疑に入りました。九日からは古川元久君外五名提出の高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案についてもあわせて議題とし、二十二日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十八日に内閣提出の三法案について質疑を終了いたしました。次いで、順次採決を行った結果、三法案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年六月五日）

国井正幸君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、急速な高齢化の進展に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主に定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等を義務付けることとするほか、高年齢者等の再就職の促進等に関し所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案の審査を一括して行い、年金制度における負担と給付の調整の在り方、公的年金制度の一元化に向けた今後の方向性、国民年金の未納及び厚生年金の空洞化への対応策、被保険者に対する適切な情報提供の必要性、年金積立金の現状と今後の運用方針、高年齢者の再就職支援の重要性等について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行うとともに、横浜市に委員を派遣して地方公聴会を開催する

など、慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、三法律案に対する質疑を終局し、討論を省略の上、直ちに採決に入ることの動議が提出され、採決の結果、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、三法律案を順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。